

集・お知らせ



「男女共同参画推進活動事業」 実施団体募集

「男女共同参画を推進する」イベントや講演会、研修会などを行っていただく市内で活動する団体に、 事業に係る経費(上限5万円)を助成しています。事業の委託には審査が必要です。(8月末日締切)

女性人材リスト」に ご登録いただける 女性を募集

誰もが暮らしやすい地域を創るためには、多様な意見が必要です。

そのため、審議会などの委員となってくださる方の「女性人材リスト」を作成しています。子育て や仕事がひと段落ついた方、市の施策に興味をお持ちの方など、ぜひ、ご登録をお願いします。 (登録された方、すべてが審議会委員に選考されるものではありません。)

「地域で豊かに! グループ名簿」 登録団体を募集

男女共同参画の趣旨に賛同していただける団体を応援するため、年1回、会 員募集のチラシを作成して、市ホームページや市内公共施設へ配布しています。 現在、掲載を希望する団体を募集しています。(今年度掲載ご希望の団体は 8月末日までに申請願います。)

★上記の募集事項について、詳しくは市ホームページをご覧ください。



八潮市 女性 相談室

女性相談室は、女性のための相談室です。

夫婦のこと、家族のこと、生き方などetc…、お友達には相談し難い ことってありますよね。ひとりで悩まないで相談してみませんか? 臨床心理士やカウンセラーの資格を持つ女性相談支援員があなたの悩 みに寄り添います。秘密は守ります。

場所:八潮駅前出張所内相談室

相談日:毎週火・水・木曜日 1日4枠、予約制

①午前10時15分~11時15分

②午前11時30分~午後0時30分

③午後1時30分~2時30分

④午後2時45分~3時45分

予約:子ども家庭支援課 048-933-9437

DV相談支援室では、DV(ドメスティック・バイオレンス=夫婦や恋 | 対応 | 人など親密な関係にあるパートナーからの暴力)に関する相談をお受けし ています。DVは、支配する側とされる側の関係性で起き、殴る蹴るなど の身体的暴力の他、暴言や脅迫などの精神的暴力、生活費を渡さないなど 交援室の経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力など多岐にわたります。 これってDV?と感じたら、少しでも早く相談しましょう。

場所:子ども家庭支援課

相談日:月・金曜日 午前10時~正午、

午後1時~4時

相談専用電話:048-996-3955

※面接相談をご希望の方は、予約が必要です。

家庭児童相談室では、18歳未満のお子さんに <u> | 八潮市 |</u> 関する悩みごと、親と子の関わりなどの相談を お受けします。

> 育児について相談できる人が身近にいないな | どのお悩みにも家庭児童相談員がお話を伺い、 より良い解決について一緒に考えます。





場所:子ども家庭支援課

相談日:毎週月~金曜日 午前9時~正午、 午後1時~4時

問い合わせ:048-951-5457

※電話・面談どちらでも相談可能。予約の必 要はありませんが、他の方の相談中はお待た せすることがあります。

あなたの困り事、一緒に解決していきます。

~ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する」法律(通称・女性支援法) はあなたのための法律です~

前号でも触れましたが、昨年女性支援法が 施行されました。今までの「女性相談員」は 「女性相談支援員」と名前も変わりました。「支 援」とは具体的な問題解決までご一緒に考え 支えますということです。またこの法律は相 談者ご本人の意思に基づいた解決を目指すこ とが謳われています。これまで女性に関する 法律というのは「売春防止法」と「配偶者か らの暴力の防止及び被害者の保護等に関する 法律(DV防止法]」だけでした。それは女 性を保護・更生の対象として助けるという法 律で、当事者本人がどうしたいかはあまり尊 重されていませんでした。しかし、昨年施行 された女性支援法は全ての女性を対象にして、 もし困った事があったらまずはご本人の人権 を尊重してその意思、希望等に沿う解決策を 一緒に見出していくことが重視されています。

女性は長い歴史の中でいつも誰かの指示を 仰ぎ顔色を窺い自分より相手を優先するのが 女性の務めであるかのように思い込まされて きました (ジェンダー規範)。そのために自 分の意思で生きていくことが苦手な傾向にあ ります。夫からの暴力だけでなく親・家族か らの虐待・性暴力、経済的搾取・ヤングケア ラー、引きこもり、精神的不調、自傷他害行 為、等があっても、そうなるのは自分が悪い からだ、と思い込んで誰にも相談せずに我慢 しているうちに精神状態はどんどん悪化し動 けなくなり、家族との関係がますます悪くな り家にもいられなくなり結果的に、性風俗の 世界に引っ張りこまれたり犯罪に巻き込まれ たり、ホームレスになってしまう場合があり ます。こうした問題はあなたの身近にありま す。そしてあなたと無縁ではありません。

自分はそうでなくても、もしあなたの身近 に困っている女性がいたら女性相談があるこ とを知らせてください。まずは相談が解決の 第一歩です。(女性相談支援員)

問い合わせ:子ども家庭支援課 048-933-9437

男女共同参画苦情処理制度

男女共同参画に関する市の施策や 男女共同参画を妨げる事案に対する 市民や事業者からの苦情の申し出 を、公平・中立な立場で処理する機 関を設置しています。

苦情処理委員は弁護士と大学教授 の2名で構成され、申し出の内容に ついて調査を行い、その結果、必要 があると認めるときは関係者に対 し、助言、勧告、是正の要望などを 行います。



